

会議録要旨

会 議 名	第 8 回 恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会
会議日時・場所	平成 2 4 年 4 月 1 8 日 (水) 15:00～17:30 恵庭市役所第 1 委員会室
会議参加者	委員長 横山純一 副委員長 小山忠弘 委員 泉谷 清 鎌倉洲夫 松尾重喜 雪下 章 相坂正一 高橋 修 山口裕美 高橋英志 藤本恵美子 大水亜希子 石垣周一 菅原宏輔 事務局 寺内部長 吉田次長 桑山課長 広中主査 佐々木主査 大林主任

<p><事務局職員の人事異動の報告と自己紹介></p> <p>企画振興部吉田次長、政策調整課佐々木主査、大林主任から自己紹介</p>	
1	<p>開会（横山委員長）</p> <p>今日の協議事項は「市長の責務」「職員の責務」となっております。責務ということばかりでなく役割ということで協議していただきたいと思っております。始めに市長の責務について事務局が用意した資料について説明してください。</p>
2	<p>協議事項</p> <p>(1) 市長の責務について（事務局）</p> <p>道内 1 4 市の自治基本条例で多く規定されている事項を取り上げ、考察をした。</p> <p>① 市長を「市の代表者」あるいは「代表」としている市が 1 1 市ある。この規定は地方自治法第 147 条の規定が基になっていると考えられる。同条では普通地方公共団体の長の統轄代表権を規定しているが、「どうかつ」には「統轄」と「統括」があり、自治法で用いている統轄と異なる統括と規定している市があり、何かを意図しているのか誤植なのかは分からない。</p> <p>地方自治法で規定している代表権については、「普通地方公共団体の長の行った行為そのものが、法律上直ちに当該普通地方公共団体の行為となる」ことを意味するとされているが、それに尽きるものではなく、「他の独立した執行機関、議会や住民のすべてを含めて、およそ当該普通地方公共団体の事務に関して、集約的に当該普通地方公共団体としての立場を表す。」と言われており、多くの自治基本条例で用いられている「代表」の意味もこれを指していると考えられる。</p> <p>なお、地方公共団体の代表者は、長に対する損害賠償請求訴訟を提起する場合は代表監査委員が、議会又は議長の処分等に対する訴訟は議長になるなど、市長以外が市を代表する場合がある。</p> <p>「代表」と「代表者あるいは代表する者」の使い方については、いずれも人を表すことから、大きな違いはない。「代表」以外の表記をしているのは、稚内市が「市政の最高責任者」という規定をしている。</p> <p>② 「公正・誠実」な市政運営を責務としている市が 1 4 市中 1 3 市ある。地方自治法で誠実という字句を使用しているのは第 138 条の 2 で、執行機関に対し、「普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」と規定している。</p> <p>国の法律を調べて見ると、「公正かつ〇〇」と規定しているものが 9 7 法律あり、多くの法律で「公正」であることを求めていることが分かる。</p> <p>③ 「市民の意思・意向の把握」を責務としている市は 8 市ある。そのうち、意思としているのは 5 市、意向としているのは 3 市。意思と意向の違いについては、意思の方がより強い意味</p>

であるようだ。

実際に条例を運用する場合、「市民の意思」とは何を指すのか。その把握はどういう方法で行うのかといった疑問が生じる。責務としていることから、把握の方法を具体的に定めておかないと条例違反になるのではないかと考える。

また、法人である恵庭市という団体の意思決定は、議会の議決になる。この団体意思と市民意思をどう区別し整理するかなども考えなければならない。

しかし、この規定の意図は、具体的に行為を義務付けようとするものではなく、「住民感覚と乖離した恣意的な行政を行わない」ことを責務としているように思う。そうであれば、違う規定ぶりもあるかもしれない。

④ 自己の考え・方針の表明について責務としている市が6市あった。市長は議会において、就任時に所信表明をし、年初の定例会では予算の提案に関連して市政執行方針を述べている。これとは別の形で表明をすることを念頭においているのかなど考えることがある。

⑤ 「見出し」については8市が「市長の責務」としている。

⑥ 市長以外の執行機関に対して市長と同じような責務を課している市が7市ある。市長は、市の代表者としての身分と執行機関としての身分とを併せ持っているが、執行機関としての市長を規律する場合、同様に他の執行機関についても規律しようとしたものと考えられる。

⑦ その他の特徴的な自治体の規定

○ニセコ町～市長に対し就任時の宣誓を義務化している。常勤の一般職の地方公務員は、地方公務員法でサービスの宣誓が義務付けられているおり、特別職の市長に対しては条例で義務付けしようとしているものと考えられる。

○川崎市 ～「市長の設置」について条例で規定している。地方自治法では「市町村に市町村長を置く」と規定しており、条例により設置された市長という立場をどう整理しているのか興味深い。

○大和市 ～市長に対し他の執行機関との調整を義務付けしている。他の執行機関に対して責務を負わせるのではなく、市長の総合調整力によって同様の効果を実現しようとする規定のようである。

○岸和田市～他市では「職員の能力向上」などを市長の責務としているが、能力評価をすることについて責務としている。

○奥州市 ～規定内容がオリジナリティを感じるものとなっている。

【意見交換】

委員長 前回までの「住民協働・住民参加、住民投票」といったものと比べて、市長の責務に関しては、そう代わり映えのしない規定が多い。それは、市長については地方自治法で能力や義務などが規定されているためと考えられる。

そのような中、各市いろいろと考えて規定をしているようだ。帯広市の「帯広・十勝の魅力や個性を活かして」というような規定はオリジナリティがある。

いろんな話題から意見等をお願いします。

○前提として、地方自治法や地方公務員法など、他法で規定されている事項について、法律で規定されているから書かないとするのか、法律で規定されていたとしても条例に規定していくのか。そのことについて方針を決めておきたい。

委員長 法令、市の条例・規則、指針など、既にベースとなっているものを下地に置いておいて、その上で基本条例を書くことになる。そこで、どこまで条例に書くかは議論になることになる。

○イメージとして、法律の規定をそのままなぞって書くのではなく、上乘せというか膨らませて書くという感じになるだろうか。

委員長 そうですね。まったく同じように書くのは意味がないでしょう。

○市民憲章との兼ね合いはどういうことになるだろうか。市民憲章の理念を前文に書くようなことになる場合もあると思う。

○市民憲章を条例の前文に取り込んで、市民憲章自体を無くするというのは有り得ないものか。

○市民憲章を無くするというにはならないと思う。

事務局 市が主催する会議などで、開催前に市民憲章を読みあげるといことも行っており、市役所の前の石碑にも市民憲章を刻んでいる。

○憲章は憲章で残しておいた方が良いと思う。

○同じようなものをいろんな形で作ったり書いたりするのはまとまりがないと思う。特に絞る必要はないと思うが、あちらでもこちらでもというように書く必要はない。

○地方自治法に規定されているからといって条例にそれを書かないとすると、書くことが無くなってしまわないか。なので、どこまで書くべきかは悩む。

委員長 自治法に書いてあるなしに関らず、恵庭市にとって何が大事でどう規定すべきなのかを考えて、部会の中で議論をしていただければ良いと思います。

○重複部分については、条例単体として成立するというか読んで分かるような規定にしないと、まだら模様で規定しても条例そのものの分かりやすさがなくなってしまうため、重複しても書かなければならないことは多いと思う。

○法律等書かれているから書かないとなると条例を制定する意味が無くなる。例えば市長は市の代表者であると書かなくても、市の代表者である市長は何をすべきかということを書くなど条例で規定する意味はある。

委員長 例えば登別市は、他市と比べてほとんど市長の責務についての規定がない。これは、自治法に規定されているからという理由だと思うが、そう考えるか重複してでも書かべきと考えるかはその市の考えになる。いろいろバリエーションがあって構わない。

事務局 昨年まちづくり基本条例市民フォーラムを開催したときに、市民から「まちづくり基本条例に書かれていることって当たり前のことばかりだ。このように条例に規定しないと何もできないのか」という意見があった。それに対して、自治体のまちづくりの方針を定める条例であるため、当たり前と思われることでも責務として規定していく必要があるということをお返した。

○基本条例は、罰則を設けて実効性を担保しようとするものではないだろう。市とか市民の心意気というかそういうものを条例という強い形でメッセージするというものであるから、他に規定があったとしてもそれらを踏まえた上で、恵庭市としての有り方、市長、職員、市民としての有り方を決める強いメッセージを出すということなのではないか。

委員長 個別の条例は規制目的の条例が多いが、基本条例はそうではないため、場合によっては「です・ます」調で書くこともできる。どっちにするかは部会でも議論してほしい。

○基本条例を制定し運用している自治体に対して、運用した結果の課題や問題について調査を行ったか。

事務局 調査は行っていません。

○こういった条例はなかなかいいとか悪いとかという課題は出ないのではないか。

委員長 住民協働・住民参加については、条例ができた後市の職員もずいぶん勉強して取り組むようだが、市長の責務や職員の責務については実効的なことが少ない。帯広市で条例制定後5年を経過し、条例がまちづくりにどれくらい活かされてきたか検討する総括委員会を8回くらい開催した。そのときに、条例に規定されているパブリックコメントは機能しているのかという検証から、用紙の配置場所を見直すなどに言及しており、条例を機能させようと努力をしている。

また、恵庭は公募の委員が非常に多く珍しいくらいであるが、道内の多数市町村は団体選出が一般的で、2名の公募も集まらないなんていうのはざらであるが、条例で委員の公募を進めることとしている自治体では、そのための努力を続けているし、条例の規定を実現させようとしている。

ただ、市長の責務などには具体的には盛り込みづらいのかもしれない。

○市民憲章を印刷して持っているが、「自然を愛し、緑の美しいまちをつくりましょう」など当たり前のことを書いてある。5つの憲章はどれもいい文章で、当たり前とはいえこれは市民の理念である。この会議は条例をつくることばかりが目的ではなく、まちづくりの一環であると思う。理念として条例があって、それに沿ってまちづくりが行われるものだと思う。また、最近市のホームページに東日本大震災により発生した災害廃棄物の受け入れについて掲載されていたが、「恵庭市長」の名前で出ていた。震災発生当時、大震災に対してのお見舞いメッセージが「恵庭市」だったように記憶している。「市」であるか「市長」であるかは違うものになるのだということが印象に残った。

○先ほど岸和田市の職員の能力評価について紹介があったが、おそらくこれは人事評価に結びついているはず。その先には仕事を進めるための目標管理というものがある。岸和田市で市長の責務にこういったことを規定しているのは評価できる。職員の能力を向上させるためには有効な策だと思う。

委員長 岸和田市が基本条例に規定しているというのは重たい意味があるが、職員の評価などは、どこの自治体でもやっており、基本条例に盛り込むべきかどうかということにつ

いては、議論して決めていけばよいと思う。

事務局 恵庭市では、職員評価をして点数を付けたものについては、昇任選考に用いている。ただ、給与に反映するようなことにまでは至っていない。

○評価制度を導入するには管理者の評価能力が足りない。

○もっと急いで評価制度を導入すべきと思う。職員評価は確かに難しい。しかし、難しいからと言っていつまでもやらないでいると職員の能力向上は期待できない。

事務局 以前の試行では、成績上位5%の職員の給与なり手当なりを上げることとし、その財源を成績下位5%職員の減額分で賄うということを考えたが、実施までには至らなかった。

○職員の士気が上がらないのは評価をすることができていないからではないか。

○公務というのは単なるサービス業で、売上のような定量的な評価ができない。ここで条例を作ったことが手柄だとして、それに何ポイント付けるかとか定量的な評価ができないので非常に難しい。事務局が分かりやすい資料を作成したことによって議論が非常にスムーズに進んだといった場合、それを定量的には評価できないため、管理者が相対的に評点を付けることになるだろう。評価などは主観と主観をぶつけて客観にするのだから、絶対の意味での客観なんてありえない。我々が、意欲の問題で職員に頑張ってもらいたいと考えているのは、公務の尊さというか住んでるみんなのためにやっている、金もうけのためにやってるんじゃないんだという志の高さが根っこにあることが士気を高めるのに必要なのではないか。そのため、給与を上げるために評価される、するっていうのは違和感があることなのではないか。民間のIT関連の会社と仕事をしていた頃、その部長などは人事権とボーナスの配分の全権を持っていて、自由に評価をしていた。評価ということに重きを置いて条例に書いたのだろうが、そういう民間と同じイメージで評価を考えるのは、公務員はできないのではないだろうか。

○この基本条例を作ることに参加し、市の条例について調べて見た。昨年10月17日現在で、条例以外の例規も含めて728あった。その中で条例は174あった。この条例を全部見たわけではないが、職員の責務に関することなどもその中の条例に規定されているのではないかと思う。まちづくり基本条例はまちづくりの憲法のようなものだと言われたことが頭に残っている。であれば、基本条例を作ることによって、他の条例に書き足していくことになったりするのではないかと思う。基本条例の内容を職員研修なりなんなりで常に職員に叩き込んでいけば良いのではないかと思った。規制目的の条例とそうでない条例について考え方を整理していく必要がある。

委員長 まちづくり基本条例は総合的な条例で、個別の規制条例などと性格が異なる。しかし、個別の条例と反するものであってはならない。基本条例が制定され、基本条例に基づいたまちづくりが進んでいくと、個別の条例を見直さなければならない場合も出てくると思う。そういう関係だと思えます。

○札幌市の条例にあるように「市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする」と規定した場合、具体的にどういう手法を使うかというのは条例には書かないものだろうか。

委員長 書くことは構わない。すべて書き方次第で、細かく書くこともできるし、することまでしか書かない場合もある。

○するということは分かるのだが、どうやってするのかを、どこで明らかにするのかも分からず濁しているようにも感じる。どうするのが分かれば良いと思う。

委員長 奥州市などは「政治倫理の確立」が最初に来る。ほかに、公益通報についても規定されている。

○制定年月日が書かれているとその当時の背景などが分かって良いのだが、政治倫理の確立や公益通報などを盛り込んであるとなると、当時その必要があるような出来事が奥州市であったのかもしれない。

○自分は行政運営の部会に入っているが、市長の責務に関することと行政運営に関することでは似通ったこともある。どちらがどこまでを決めるか事前に決めておいた方が良いのではないか。

委員長 部会での議論は、自分たちのパートを少しはみ出て幅広く議論してもらうので良いと思います。初めにきっちり区分してしまうと議論も広がらないため、例えば職員の評価について市長の責務で議論して、さらに行政運営でも議論してもらって構わない。

○他法との重複部分について、どの程度まで書いて構わないかを事前に決めておく必要はないか。全体的な調整というか認識を同じくする必要はないだろうか。

委員長 部会で議論したものは必ず委員会に戻すので、その必要はないと思う。

○私もそう思う。極端に全然違う意見が異なる部会から出てきた場合でも、それを委員会にかけて「抽象的だから具体的に書く必要があるだろう」「書くとしたらこうしてはどうか」という議論をすることになる。部会で議論が深まるのが一番だと思う。

委員長 市長の責務については、他市の規定のような感じであるということイメージしていただければ良いのではないか。それでは次に職員の責務についての説明を事務局からお願いします。

(2) 職員の責務について（事務局）

他市の規定を概観したところ、市長の責務の規定以上に大きな違いがなかった。そこで、あるべき職員の姿について議論していただく前に、地方自治法で規定されている職員について説明させていただくこととしたい。

地方自治法上は、職員は「普通地方公共団体の長の補助機関である職員」という位置づけで、独任制の執行機関である市長は、自分ひとりでは行政を執行できないため、補助機関である職員を任命し、内部組織を構成し事務を分掌させ仕事を行う。

行政処分は執行機関である市長の名をもって行うが、市長一人ですべての業務を行うことができないため、職員が市長の手足となって事務を行うこととなっている。自治制度の中ではそういう身分となっているが、実際に市民の方は市職員にどのような期待をし、どうあるべきと考えているのか、ここでの議論を通じて条例に規定していただくことになると思う。

【意見交換】

委員長 各市の規定に「全体の奉仕者」という部分が目につく。公務員が全体の奉仕者であるということは、中学校の教科書にも出てくるようなことである。市長の責務と同じように特徴があまりない部分かもしれない。特徴的な規定を探すと、稚内市の「市職員は、自らも市民としての自覚を持ち」という表現や名寄市の「市職員は、まちづくりにおける市民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない」とした規定などがある。登別市はここでもユニークな規定で「職員は、他の職員が市の行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼をき損するような行為を行っていることを知ったときは、その事実を市長に報告しなければならない」と規定している。奥州市では、「職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為により、公共の利益に反するおそれがある場合は、その事実を通報するものとする」と規定している。現在小樽市で基本条例を作っているが、これに似た規定が入るかもしれない。小樽市では、市長選挙に関連した事件をきっかけに公益通報に関する条例を制定しようとしている。この公益通報の条例ができるのであれば、基本条例にも何らかの形で盛り込むことになるのではないかと考えている。

登別市や奥州市では何か事件のようなことがあったのだろうか。

事務局 登別市では、医療給付事業で高額療養費の未請求問題があった。

委員長 事件などが発生すると、こういった規定を置くきっかけになると思います。

事務局 奥州市の市長の責務で「政治倫理の確立」という既定があったが、恵庭市でも事件がきっかけで制定された条例があるので紹介したい。恵庭市では、20年近く前に市長の贈収賄事件があり、選挙に敗れた市長が逮捕される事件があった。その事件を受けて「恵庭市政治倫理条例」が制定された。今では一般的な条例だが、当時全国的にも数番目、道内では最も早かったと思う。行政実例などをまとめた地方事務要覧という書籍でも紹介されている。

○恵庭市では職員の能力を評価していると思うが、それぞれの職員を能力に応じて仕分けをし、研修を行うにあたっては、その職員の適性に応じた研修メニューとなっているのか。また、その職員のスキルに応じた配置としているか。

事務局 職員が保有する資格については人事部局で把握しているが、能力ごとに仕分けするという人事管理はしていない。研修については、個人のスキルアップということよりも、税のようにそれぞれの部署の業務知識の向上を図ることを主眼にしている。このため、その職員のスキルによって人事配置をするといったことにはなっていない。

○職員の資格について把握し、適性も見て適材適所の配置としているのか、何年か経ったからあっちこっちと異動させているのか、また、主査にするときも年数が経ったか主査にするかということであるのか、適性を評価して昇任させるのか、どうなってい

るか。

事務局 昇任については、総合的な評価をして決めている。昇任は選考委員会を設けて対象者の評価をして決定している。人事異動に当たっては、昨年度は異動希望をした約 170 名全員と副市長が面談をした。昇任の選考委員会では、昇任対象者について各部長の評価に対して判定基準を決め、候補者名簿を作成して理事者の選考にかける。

○そういうことだとある程度職員評価はちゃんとやっていると言える。

事務局 評価項目に基づいて評価を実施しているが、その評価項目がいいのかという評価も必要だと思っている。ベストな方法というのではないだろうから、少しずつ改善をしながらより良いものを目指していくこととしている。

○個人の自己評価は提出しているか。

事務局 自己評価したものに上司評価をしている。上司は一つ上とその上の 2 段階の上司が評価をしている。

○給与に反映させるかどうかは別の問題として、評価についてはきちんとやっているという印象だ。

○管理者が部下を育成するというのは非常に大事なことで、そこをおろそかにすると職員も伸びないし仕事も回っていかない。

○恵庭市では昇任・昇格の試験制度は導入していないのか。札幌市が係長で、道庁が課長クラスで試験をしているが、聞いているとほとんど失敗している。ものすごく優秀な職員は問題なく合格するが、そうでない職員の場合は暇なセクションにいて勉強する時間がある職員が合格し、忙しくて走り回っている職員にとっては勉強する時間がないので、結果的には試験だから良いということにはならず不平等な結果になっている。先ほど説明があった合議制で評価するというのが今のところ良いのではないか。

事務局 以前、恵庭市でも論文と面接による試験をやっていた。試験を行った一番の理由は、昇任枠に対して対象者がとても多かったため、選抜のために行ったというもの。現在では自己申告書を提出してもらって選考している。

○新聞報道によると、道職員の採用では、専門的な試験よりも面接重視に転換し、バランスのとれた職員を採用したいと考えているとのこと。そうなれば、他市の規定にある「専門的な知識や能力」「政策立案能力、法務能力等の向上」などのように法律などの知識ばかりがある職員が必要なのか、バランスの取れた職員が必要なのか条例への規定ぶりも考えさせられる。採用するときの考えがスタートになるのではないか。

○道職員の採用について知っていることを紹介する。景気低迷の影響もあって道職員の採用はかなりの高倍率になっている。セレクトするベースは知識と学力で、それに面接が加わる。それが最近では、4 年制大学を卒業した学生が合格できなくなってきた。

札幌駅前にある公務員試験対策の予備校で3年くらいトレーニングをしないと試験に受からないという傾向が現れてきた。結果的に勉強がというよりも受験勉強が上手な学生しか合格できないという状況で、公務員としての志であるとか幅広い人間的な力を評価しないで選考されてしまうことから、試験成績よりも人事面を重視しようとする動きになってきているようだ。ただ、人を評価するというのは大変難しく、試行錯誤しながらになると思う。

○面接者に外部の人を入れた方が良いかどうかとも検討する必要があるのではないか。

○今年の恵庭市の採用試験で、女性の面接者は何人いたか。恵庭市ではもっと女性の部長職などがいても良いが少ないのには理由はあるか。

事務局 女性の面接者は2名。保健師などの面接をするときなどは有資格者に女性が多いことから女性が増えることになる。女性の管理職は、次長職に1名、課長職に3名。以前試験制度をしていたときに、昇任を希望せず受験しない女性が多かったため、少ない人数である。現在、新規採用職員の半数近くが女性で、男女の違いは無くなってきており、時間はかかるが将来的には違いが無くなるものと考えている。

○職員について、「市長の補助機関である職員」と説明されているが、この「補助機関」ということについてどのようなイメージを持っているか。まともにイメージすれば単に指示待ちをする職員というイメージであるが、条例に書いてある職員というのはその正反対である。

事務局 我々は市長の手足となって働くという形式であるが、市長の指示によって動くのみではなく、業務については職員が発意起案することによって行うスタイルである。

○市民が求める市の職員とはどういう人なのかという視点で考えてはどうか。基本条例に書いていくときにはそれが大事で、研修を受けて能力を向上させてなどは昔から同じことで、稚内市のように「自らも市民としての自覚を持ち、積極的に地域活動に参加するように努め」ることまで書かないと市民が求めている職員像にならないのではないか。自分の仕事だけをして、異動してまたそこでの仕事だけをする。そうして定年まで働く。それだけでいいのかと考える。

委員長 稚内市の規定については、現実に稚内市が抱えている問題が表れている。稚内市の中心から離れた所では、町内会を維持することができなくなり、代替にいくつかの町内会単位でまちづくり委員会というものを市が作った。そこに希望する市職員に行ってもらっている。委員会は夜間又は土日に開かれるが、手当などは出していない。また、市の職員は大きなイベントには積極的にボランティアで参加している。それが市の職員としていいのかどうかということは、また議論になると思う。

○恵庭市の職員は、他の市と比べても積極的にボランティア参加していると言っていい。ただし、職員によって差はあるのかもしれない。

委員長 JCは自らの仕事を持ちながらまちづくりに参加しており、まさに議論しているような姿と言って良い。

事務局	<p>恵庭市でも今年から2名J Cに研修名目で参加している。加盟料は市が負担したが、以後の活動はボランティアになる。</p> <p>○民生・児童委員や保護司などのボランティアに近い職を、市の職員が担うというの考えられるのではないか。</p>
委員長	<p>法的にできるとしても、市の政策と密接に関ることから問題が生じる場合もあると考えられる。また、日中の活動ができないことから、実際にはやっていないのではないかと。また、町内会などに積極的に関るのが良いことだとしても、行政職員が町内会を仕切ってしまうというのはうまくない。</p> <p>○先ほどの市民がどういう職員を求めているかということでは、図書館の窓口が業務委託になって対応が素晴らしくなったということがいいモデルになる。市役所の窓口を訪れ担当課を聞いたときに、対応した職員では分からず「ちょっと待ってください」と奥に行き、上司が出てきたところその課が担当だった。また、電話をしたときに「今担当が不在のため」と待たされることが多くある。現在受付にコンシェルジュのような案内を置いているが、窓口でそういう対応ができる人を置いてにこやかに対応してくれたら良いと思う。</p> <p>○病院では病院ボランティアがいる。銀行などでも親切に対応してくれる人がいる。市役所の案内は非常に良い対応をしている。</p>
事務局	<p>現在、窓口対応についての実態把握をしようとしている。窓口職員の全員の対応が悪いのか特定の職員だけなのかその割合はどうかといったことを市民にアンケートに答えてもらう形で把握しようとしている。</p> <p>○指定管理制度を導入する場合、経費の節減とサービスの向上が大きな目的となる。経費節減に当たってそれまで担当していた職員の処遇をどうするかということが大事なのではないかと。また、指定管理制度を導入した場合、どういった効果があったかということについてきちんとPRすべきだ。</p> <p>○市長の責務では、まちづくり基本条例を基本として協働を進めるとしている。職員は市長の補助機関だとしても、自らの手と足と頭を使ってまちづくりを進める主体となり得る。なので、公正・誠実とかよりも、市民と行政との架け橋となる役割を担うといった部分を条例に書いた方が良いと思う。</p> <p>○その意味では、条例に書くことによって市の職員はまちづくりに関して意識を持って取り組まなければならないということになる。</p>
委員長	<p>札幌市のような大きなまちと町村のような小さいまちでは職員に求める資質は異なるかもしれない。札幌市では、待たされる・たらいまわしにされるということを嫌うが、小さいまちではそんなことはあり得ない。</p> <p>○接遇の問題にもなるのだろうが、朝から晩までニコニコ笑っているというのもおかしいことだし、難しいこともある。</p>

	○市民はそんなにレベルの高いサービスを求めているのではないのか。ただ、コミュニケーションの取り方が上手でない人はいる。言葉遣いがおかしかったり、コミュニケーション能力を向上させた方がいい。
	○事前に会議資料に目を通したところ、どこの市でもそんなに違わない書きぶりになっている。責務ということの規定するときには市民が求める市長、職員について書いていけばよいのかなという思いで皆さんの意見を聞いていた。
	○他市の規定を見てみると、たった1条程度にさらっと書いてあるが、どのまちも大切に考えていることを書いてあるんだろうと思う。職員の責務に関しては、市民の視点、市民の立場ということが多く書かれているが、市民の立場という言葉の意味は非常に重いと感じた。
委員長	市民の立場や視点というのはいいい言葉だと思うが、では一体どういう立場なのかということとは考えさせられる。川崎市のようにより具体的に書くと分かりやすくなったるので、文案を考えるときには参考にしたら良いと思う。 三笠市で使っている創意工夫などいい言葉だと思います。
	○職員というのは正職員のみならず臨時職員も入るという認識でよいか。
委員長	当然入る。ところで、指定管理者についてはどうすべきと思いますか。また、受託事業者などについてはどうか。
	○指定管理者は市政を担っているのか。制度の上での位置づけは決まっているのだろうが、やっていることは公務であろう。であれば、我々としては条例の適用を受けるべき立場にあると考えて素案を作っていきたいと考える。
	○指定管理者制度は、行財政のスリム化とサービスの向上が図られるべきで、指定管理者との協定についても市民サービス向上のため、細かいところまで仕様を決めないで指定管理者の自由にまかせるような緩やかな基準にすべき。指定管理者に移行したためにサービスが悪くなっている施設もある。
事務局	これからの公共は、官民連携で担っていくスタイルが進むとされている。そのため、公共サービスを担う手法は直営に限定されないで、そういったことも念頭に条例で規定する中身を考えていただきたいと思う。
委員長	今日は、市長や職員の責務について議論していただいているが、例えば行政運営の中で指定管理者を書くことも考えられる。規定をどこに置くかは別にして、どこかには規定する必要はあるのではないのか。職員の責務となると身分の話もあり馴染まない場合もあるので、規定すべき内容を決めてどこかに置くということによりよいと思います。中身によっては指定管理よりも直営の方が良いという場合もある。
	○稚内市のように職員を「自らも市民としての自覚を持ち」と規定すると、市民としての立場が大事だということになると思う。

○恵庭市では、市外から通勤する職員は多いのだろうか。

事務局 相当前になるが、災害発生時の集合方法の調査を行ったときは20～30人程度だったと記憶している。他市と比べて市外居住者は少ないという印象を持っている。一番遠くから通っている者でも札幌市で、通勤手当が満額支給される職員しかいない。

○市の職員については、恵庭市内に住んでもらいたいと考える。

3 次回日程

5月30日（水）15時から。会場は決まり次第事務局から連絡。

